

二級建築士に係る精神機能の障害の届
木造

令和 年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
本人との続柄
電 話 番 号

次の者は、精神の機能の障害を有することにより業務を適正に行うに当たって必要な
認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったので、建築士法第
8条の2第3号の規定により届け出ます。

1 ふ り が な
氏 氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日

3 登 録 番 号 二級建築士第 号
木造

4 登 録 年 月 日 年 月 日

注意 免許証又は免許証明書及び医師の診断書（病名、障害の程度、病因、病後の経過、
治癒の見込みその他参考となる所見を記載したもの）を添付してください。